

ハローワーク那覇からのお知らせ

雇用保険の手続きが、リモートシステム導入により、ハローワーク那覇への来所が原則不要となりました。久米島町役場内に設置されたシステムによりリモートで面談を行います。

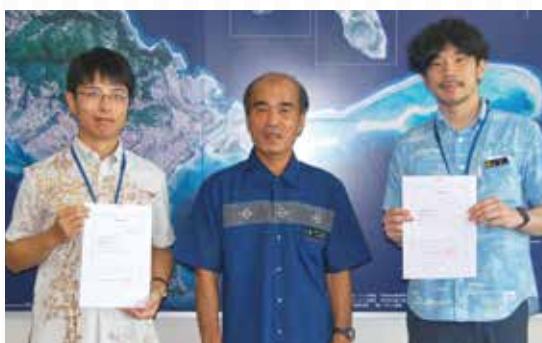
ハローワーク那覇へ来所する為に係る渡航費用の軽減、移動に係る時間が大幅に短縮されます。

離職票を受け取ったら！！

退職（雇用保険では離職といいます）された方は、離職した会社から離職票を受け取り、ハローワーク那覇へ面談の予約を行う必要があります。まずはハローワーク那覇へお問い合わせください。

※久米島町役場での手続きが可能なのは、雇用保険の受給資格決定、失業認定申告のみとなります。その他の手続きについては直接ハローワーク那覇での対応となりますのでご了承ください。

お問い合わせ ハローワーク那覇【雇用保険給付課】 098-985-8609（11＃）



県税職員の町税務職員併任辞令交付

7月12日、沖縄県税務職員の久米島町職員併任辞令交付式が行われ、桃原町長から那覇県税事務所の太田雄一郎主査（写真左）、森哲人主任（写真右）、山内裕二班長、与那嶺一主査の4名へ辞令が交付されました。併任された職員は主に、巡回相談や徴収事務等の支援を行います。

辞令を受けた4名の任期は7月1日から3月31日までです。

年末調整手続きの電子化って何？

税務署



これまでの年末調整は、一連の手続きを書面で行っていましたが、この一連の手続きが電子化されると、従業員は控除証明書を電子データで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウェアや国税庁が提供する年末調整控除申告書作成ソフトウェア（通称「年調ソフト」）にインポートすることで、各種控除申告書をデータ作成しメール等で勤務先に提出することができるようになります。

※「年調ソフト」・・・国税庁では、控除証明書の電子データの取込から控除申告書のデータ作成に対応した「年調ソフト」を開発し、各アプリストアや国税庁ホームページで公開しています。

電子化のメリットとは？

従業員のメリット	勤務先のメリット(給与担当者)
<ul style="list-style-type: none"> ★控除額等の記入・手計算が不要 ★控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要 ★勤務先からの問合せが減少 	<ul style="list-style-type: none"> ★保険料控除等の控除額の検算が不要 ★控除証明書等のチェック事務が削減(従業員が控除証明書等データを利用した場合) ★従業員からの問合せが減少 ★年末調整関係書類の保管コストの削減

マイナポータル連携について

従業員の方が保険会社等から取得する控除証明書等データについては、保険会社等のウェブサイトから入手する方法のほか、マイナポータルを通じて一括取得することができます(マイナポータル連携)。詳しくは国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>)をご覧ください。

■年末調整手続きの電子化については、
 国税庁ホームページの「年末調整手続きの電子化に向けた取組について」
 (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>)をご覧ください。

